

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大竹市長

市町村名 (市町村コード)	大竹市 (34211)	
地域名 (地域内農業集落名)	松ヶ原地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月9日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・現状専業農家として収益の上がる農家は存在しない。また、従事者年齢のボリュームゾーンは70代である。また、後継者はいない、または決まっていない者がほとんどである。→沿岸部から比較的近く交通の便が良いという利点があるため外部の農業者の受入れを検討する必要がある。
- ・谷合の集落で平坦地が少なくほ場整備も行われていないため農地が狭小で大型機械やトラック等を使用できない農家が多い。→耕作していない農地が多く農地集約ができていないので農業を担う者から認定農業者等業として成り立つ者を育成し、その者に農地を集約をしていく必要がある。前述の内容を満たすため、規模を問わず新規就農者を募集し、多様な者に松ヶ原の農業に携わるよう必要な施策を検討する。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の検討、遊休地の活用、福祉施設での農業参入、毎週土曜日に地域の自主組織で物販を行うなどわずかに明るい材料もある。→就農相談を行う中で、松ヶ原町を知らない者も多い。上記の交通の便などの利点を活用し、地域、市との連携を強化し、より積極的な新規就農者への働きかけを行う必要がある。
- ・小規模な自作農家が多く、遊休地は年々増加している反面、利用権の設定等農地活用は進んでいない。現在当地域は認定農業者、法人組織、大規模農業者はいない。→農地の集約を図り面的にまとめる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻を主要作物としつつ、高収益性の作物、作型を導入して、地域として産地化を図る。
- ・ 収量や収益の増加につながるよう、経営発展を図るため市とJA等が連携し、新規作物や新しい生産方法を検討する。
- ・ 現状維持を軸としつつ、地域内外から希望する者を募って遊休地や継続困難となる農地の活用を維持していく。さらに収益により十分生活ができる認定農業者や認定新規就農者を育成し、農業を担う者としていく方策を検討する。
- ・ 農地中間管理事業を活用し、農業を担う者へ農地の集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域周辺の農地と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域での合意形成を図りながら、面的にまとめて農地中間管理機構に農地を貸し付け、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積に取り組むを促進するなど、地域内の農地利用の再編成を推進する。また、中山間地域や担い手が不足している地域では、農業を担う者の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、並びに農業者の意向を踏まえた農地の利用集積の取組を促進するとともに、新規参入者の確保の取組等についても進めていく。</p> <p>また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への検討を行う。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農業を担う者に対し、農業委員会が実施している農業委員、推進委員による農地等の利用の最適化を推進しながら、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を推進する。</p> <p>現状ほとんどの農家が制度について周知がされていない。したがって農地の利用集積の制度について、積極的に広報活動等を行っていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>令和12年までの間に基盤整備事業の実施見込みなし。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域内外から新規営農者に対し、意向を踏まえながら農業を担う者として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業の効率化が見込める作業等について事業者への委託を検討する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払交付金による補助を受けており、農地および周辺環境の保全を目的とした団体がある。